

所得額判定表

		夫	妻
A	所得の合計金額 (所得額: 総収入金額から税法上の必要経費を引いた額)		
ア	児童手当施行令第3条第1項の控除額(80,000円)		
イ	雑損控除額		
ウ	医療費控除額		
エ	小規模企業共済等掛金控除額		
オ	障害者控除額(普通)(該当者 人) (該当者数×270,000円)		
カ	障害者控除額(特別)(該当者 人) (該当者数×400,000円)		
キ	勤労学生控除額(該当すれば270,000円)		
B	控除額計(ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ)		
C	児童手当法施行令による所得額 (A-B)		

←【4・5月申請の場合】
・「平成29年度 市民税・県民税(所得・課税)証明書」の「平成28年分 合計所得金額」の額です。

↑【6月以降申請の場合】
・「平成30年度 市民税・県民税(所得・課税)証明書」の「平成29年分 合計所得金額」の額です。

所得がある場合、8万円を控除。
夫婦両者に所得がある場合は、両者の所得から各8万円を控除。

(C)の合算額が730万円未満であれば→→→
助成対象